

第3回「②雇用管理：A. 採用」

2024.10.11. 佐藤

はじめに

1.前回のまとめ

1)内容 論点：間接的性差別を法によって禁止すべきか否か ←Yes/No で解答できる設問、それがなぜ問題となるのかの説明が必要

法：憲法 14 条で性別禁止だが私人間効力がない→私人間の労基法では性差別削除
男女雇用機会均等法は努力義務→禁止→間接差別禁止と進むが、適用は限定的
←論理的展開過程が必要

諸見解：積極説→関節差別禁止法理、消極説→同一価値労働同一賃金原則による救済

2)設問についての解説

①労働者の性別以外の理由を要件とする、実質的に性別を理由とする差別となる措置

厚生労働省令で定めるもの、合理的理由のないもの

②パート労働者の雇用管理自体を是正していくことに向けた法理こそが必要

2.本日の予定：労働契約の締結（採用）＊教科書 55 頁～66 頁、直接関連は、59 頁～64 頁

4.Reading Assignment に関する設問

岩永論文を読んで、以下の設問に答えなさい。

①最高裁判所判決は採用内定の法的性質につきいかなる説を採用したと、解説されているか。
7 字で答えなさい。

②最高裁判所判決は、留保解約権の行使に関する法理をどのように述べているか。

原文をそのまま抜き出して答えなさい。

＊本日の課題：R.A.解答と自己点検を、自己点検用紙に記入して提出する

＊講義内容

1.法的論点 採用内々定により労働契約成立と解されるか否か ＊「内定」の論点ではありません

2.法制度 労働契約=単なる労使合意ではなく、労働者の生存権保障
労働契約成立の合意解釈

3.諸説 候補者の通知、予約、労働契約 ＊労働契約成立説・不成立説という記述でもよい

[自己点検]

1)Reading Assignment への解答：①の解答、②の解答

2)講義内容：a)講義の論点、を 200 字程度でまとめよ

b)論点にかかわる法の状況、を 500 字程度でまとめよ

c)論点についての諸見解、を 400 字程度でまとめよ

3)質問・意見も書いてください←採点対象にはしません

[課題提出者]

10/04 10/11 10/18 10/25 11/01 11/08 11/15 11/22 11/29 12/06 12/13 12/20 01/10 01/17

4 以上 7

3 回生 9

合計 16

[次週講義への Reading Assignment]

次回講義タイトル：「②雇用管理 B：人事異動」

講義テーマ：単身赴任命令には従わなければならないのだろうか

教科書の該当部分：第7章「人事」「Ⅱ」、論点に直接関連するのは、137 頁～147 頁

Reading Assignment：

佐藤敬二「職種限定契約における配転命令の可否」日本労働法学会誌 111 号(2008 年)

140 頁以下を読んで、設問に答えなさい